

平成23年度都区財政調整協議結果（速報）

1 平成23年度当初フレーム

【対前年度当初比較】

（単位：億円）

区 分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	特別交付金
23 当初	9,404	17,938	8,534	449
22 当初	9,413	17,756	8,342	439
比 較	△ 10	182	192	10

2 協議課題の調整内容

項 目	都	区	計	影響額	
当初提案数 A	16	29	45	635 億円	
追加提案数 B	5 (※)		5	△431 億円	
提案項目数 A+B	21	29	50	204 億円	
調整項目数	9	14	23	△623 億円	
(1) 基準財政収入額	1		1	—	
基準 財政 需要 額	(2) 新規算定		1	6 億円	
	(3) 算定充実		6	42 億円	
	(4) 事業費の見直し	5		5	△192 億円
	(5) 算定方法の改善等	2	5	7	5 億円
	(6) 財源対策	1	1	2	△484 億円
	小 計	8	13	21	△623 億円
(7) 特別交付金		1	1	—	
他項目に統合を行った項目	2	1	3	—	
協議が整わなかった項目数	10	14	24	—	

※ 都側の追加提案数(B)には、「税源移譲影響見込額の見込み方法」の見直しを含んでいる

(1) 基準財政収入額（1項目）

- ・ 税源移譲影響見込額の見込み方法（特例加減算額）

(2) 新規算定（1項目6億円）

- ・ 地上デジタル放送対応経費

(3) 算定充実（6項目42億円）

ア 単価、数量等の見直し（2項目16億円）

- ・ 認証保育所運営費等事業費、自動体外式除細動器（AED）設置経費

イ 包括的算定（1項目6億円）

- ・ 住宅対策費

ウ その他の充実（3 項目 21 億円）

- ・ 賦課徴収費、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）、公園維持管理費（公衆便所維持管理費含む）

（4）事業費の見直し（5 項目△192 億円）

- ・ 老人福祉増進事業費の見直し、機能訓練事業費の見直し、健康づくり事業費の見直し、道路改良事業の見直し、都市景観創出向上事業の見直し

（5）算定方法の改善等（7 項目 5 億円）

- ・ 議会運営費（事務局運営費含む）、電子計算事務費等（住民基本台帳整備費含む）、広報広聴費、不燃ごみ中継作業経費（態容補正）、処理処分費（最終処分委託料）、外国人英語指導員報酬【小学校費】、財産費（年度支払額）

（6）財源対策（2 項目△484 億円）

- ・ 公共施設改築工事費および道路改良費における年度事業量の臨時的圧縮、大規模改修経費等への臨時的起債充当（特定財源）

（7）特別交付金（1 項目）

- ・ 算定ルールの一部見直しの協議を行う
平成 19 年度に整理した算定ルールを基本に見直しの協議を行う。

3 協議課題となっていた主な調整内容

（1）基準財政収入額の調整項目

- ・ 三位一体改革の税源移譲に伴う影響額の 100 分の 15 に相当する額を算入する特例加減算額の算定について、見込み方法を改善する。

（2）基準財政需要額の調整項目

① 財源対策

- 公共施設改築工事費および道路改良費における年度事業量の臨時的圧縮
- 大規模改修経費等への臨時的起債充当（特定財源）

② 人件費の見直し（都側提案・協議不調）

- ・ 都側の提案に対し、昨年度大幅な見直しを行っており、物件費等も含め実績を見極めるべきとし、協議が整わなかった項目として整理した。

③ その他の調整項目

- 公共施設の地上デジタル放送対応等の経費について、新規算定する（単年度算定）。
- 認証保育所運営費等事業費について、認証保育所（A 型）の算定施設数を 2 所分充実する。
- 自動体外式除細動器（A E D）設置経費について、単価及び設置施設の見直しを行い算定充実する。
- 道路改良事業の見直しについて、道路改良経費に加算されている保水性舗装

に係る経費を、透水性舗装に係る加算経費に改め、あわせて事業実施率を1/35から1/40に改める。

(3) 特別交付金

- ・透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直すことを提案し、また、少なくとも激変緩和措置終了分の1%は引き下げるのが当然であると主張したが、都区の考えが一致しないことから、2%への見直しを引続き求めて行くことを主張したうえで、当面23年度の算定に向けて算定項目の細分化等の見直しを行うこととした。

(4) 現行制度上の諸課題

① 減収対策のあり方

- ・都税であることを理由に、調整税の減収対策を講じられないのは制度的に問題であると主張したが、具体的な対応策の議論には至らなかった。

② 都市計画交付金のあり方

- ・特別区の都市計画事業の進展に見合った規模とすべきと主張したが、都は、本課題は18年に決着済みであるとの認識であるとしたことから、具体的な対応策の議論には至らなかった。

③ 調整税の過誤納還付金の取扱い

- ・都区間配分率など、合わせて整理すべき課題の取扱いについて、都区の認識に相違があったことから、具体的な対応策の議論には至らなかった。

4 平成23年度 都区財政調整財源見通し

(単位：百万円、%)

区 分	22年度最終			23年度当初			
	22当初 フレーム ①	増減額	増減率	23当初 フレーム ②	対22当初フレーム		
					増減額(②-①)	増減率	
調 整 税	固定資産税	1,104,898	△ 4,389	△ 0.4	1,125,464	20,566	1.9
	市町村民税法人分	497,741	△ 14,860	△ 3.0	508,753	11,012	2.2
	特別土地保有税	24	△ 12	△ 50.0	11	△ 13	△ 54.2
	調整税合計	1,602,663	△ 19,261	△ 1.2	1,634,228	31,565	2.0
総 額	交付金総額 55%	881,465	△ 10,594	△ 1.2	898,825	17,360	2.0
	精算額	△ 3,314	0	-	△ 512	2,802	-
	合 計	878,151	△ 10,594	△ 1.2	898,313	20,162	2.3
	普通交付金 95% A	834,243	△ 10,064	△ 1.2	853,397	19,154	2.3
	特別交付金 5%	43,908	△ 530	△ 1.2	44,916	1,008	2.3
基 準 財 政 収 入 額	特別区民税	734,863	/	/	721,954	△ 12,909	△ 1.8
	軽自動車税	2,362	/	/	2,332	△ 30	△ 1.3
	特別区たばこ税	56,296	/	/	56,534	238	0.4
	鈹産税	0	/	/	0	0	0.0
	特別区税計	793,521	0	0.0	780,820	△ 12,701	△ 1.6
	利子割交付金	8,138	/	/	10,008	1,870	23.0
	配当割交付金	3,054	/	/	3,729	675	22.1
	株式等譲渡所得割交付金	1,778	/	/	2,457	679	38.2
	地方消費税交付金	107,045	/	/	107,675	630	0.6
	ゴルフ場利用税交付金	39	/	/	36	△ 3	△ 7.7
	自動車取得税交付金	5,028	/	/	6,819	1,791	35.6
	地方特例交付金(減収補てん特例交付金)	5,034	/	/	6,648	1,614	32.1
	計	923,637	0	0.0	918,192	△ 5,445	△ 0.6
	児童手当及び子ども手当特例交付金	2,732	-	-	7,331	4,599	168.3
その他の譲与税等	16,998	-	-	16,450	△ 548	△ 3.2	
合 計	943,367	-	-	941,973	△ 1,394	△ 0.1	
特例加減算額	△ 2,034	-	-	△ 1,599	436	-	
基準財政収入額合計 B	941,332	-	-	940,374	△ 958	△ 0.1	
基準財政需要額合計 C	1,775,575	0	0.0	1,793,771	18,196	1.0	
財源過不足額(A+B-C)	-	△ 10,064	-	0	-	-	
当初算定残 D	-	10,341					
財源過不足額(A+B-C)+D	-	277					

※本資料は、第3回財調幹事会における都側説明および都側聞き取り調査により作成したものである。

※係数整理の結果、変動することがある。また、端数処理の関係により縦横計等一致しない場合がある。

平成 23 年度都区財政調整 新規算定項目・改善項目等

I 平成 23 年度当初フレームにおける協議課題の整理

(1) 基準財政収入額の算定

1. 税源移譲影響見込額の見込み方法	1 項目
○税源移譲影響見込額の見込み方法（特例加減算額）	

(2) 基準財政需要額の算定

1. 新規算定	1 項目
○地上デジタル放送対応経費	
2. 算定改善等	1 8 項目
<p><算定充実> 6 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賦課徴収費 ○認証保育所運営費等事業費 ○中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分） ○住宅対策費 ○公園維持管理費（公衆便所維持管理費含む） ○自動体外式除細動器（A E D）設置経費【衛生費、教育費】 <p><事業費の見直し> 5 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉増進事業費の見直し ○機能訓練事業費の見直し ○健康づくり事業費の見直し ○道路改良事業の見直し ○都市景観創出向上事業の見直し <p><算定方法の改善等> 7 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会運営費（事務局運営費含む） ○電子計算事務費等（住民基本台帳整備費含む） ○広報広聴費 ○不燃ごみ中継作業経費（態容補正） ○処理処分費（最終処分委託料） ○外国人英語指導員報酬【小学校費】 ○財産費（年度支払額） 	

3. その他

2項目

<財源対策> 2項目

- 公共施設改築工事費および道路改良費における年度事業量の臨時的圧縮
- 大規模改修経費等への臨時的起債充当（特定財源）

II 平成 22 年度普通交付金算定残の取扱い

普通交付金算定残の取扱い

- 地方自治法施行令第 210 条の 13 及び都区間で合意したルールに基づき、再調整は行わず特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費に充当する。

III その他

特別交付金

- 算定ルールの一部見直しの協議を行う。